

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進</b>									
<b>1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化</b>									
749	①	災害応急対策のための会議等に内閣府男女共同参画局を構成員等として追加したところであり、当該会議等において、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係省庁の間で認識を共有し、取組を促進する。	内閣府	・令和3(2021)年5月、内閣府男女共同参画局長を新たに中央防災会議幹事、緊急及び非常災害対策本部事務局幹事予定者、特定災害本部本部員予定者に追加した。 ・特定災害対策本部会議開催時には、災害発生時の男女共同参画局の取組を報告するとともに、関係各省に対し(主に避難所における)男女共同参画の視点からの取組促進について依頼した(令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部、令和3年8月の大雨特定災害対策本部、令和6年台風第10号特定災害対策本部等)。	・男女共同参画局長が、国の災害対応の方針決定過程に参画し、初動段階から男女共同参画の視点を取り入れられることは大いに評価できる。	・今後も、災害応急対策の決定過程に男女共同参画局が参画し、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係府省間での認識の共有と取組促進を行う。	-	-	-
750	②	災害対応のための各種要領やマニュアル等において、災害時における男女共同参画の視点からの配慮事項等を充実させる。	内閣府	・内閣府では、防災基本計画(令和3年5月、4年6月の改正)、避難所運営ガイドライン(令和4年4月改定)、行政の業務継続計画、各種地震対策に係る推進基本計画や具体的な応急対策活動に関する計画、国土強靱化年次計画等の修正・改定時に、災害時における男女共同参画の視点からの配慮事項等を積極的に追記している。	・防災・災害対応に関する各種計画やマニュアル等の修正・改定時には、男女共同参画局への意見照会等により、男女共同参画の視点が多く盛り込まれるようになってきたことから大いに評価できる。	・引き続き、内閣府防災担当と男女共同参画局が連携し、状況の変化に応じた課題を把握しながら、男女共同参画の視点に立った事項を災害対応のための各種要領やマニュアル等に記載する。	-	-	-
751	③	災害対応に携わる関係省庁の職員を対象に、男女共同参画の視点からの災害対応についての理解促進を図る。	内閣府	・内閣府では、令和3(2021)年以降、内閣府調査チーム派遣予定者への説明会等において、災害対応に携わる職員に対し、男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を実施してきている。 ・令和6(2024)年能登半島地震への対応に当たり、被災者支援に携わる関係府省の職員に対し、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～(以下、ガイドラインという)」及び同ガイドラインに掲載されている「避難所チェックシート」を周知し、男女共同参画の視点に立った取組への協力を依頼した。	・内閣府内では、職員の異動時期に合わせ、定期的に災害対応に携わる職員を対象に講義を実施している。さらに能登半島災害対応時に関係府省に対して男女共同参画の視点からの取組を依頼したことについては一定の評価ができる。一方、関係府省の職員に対しては、平常時から男女共同参画の視点からの災害対応についての理解促進を図る必要がある。	・引き続き、これまでに作成した研修教材や事例集、また今後作成予定の能登半島地震の災害対応状況調査報告書を活用し、災害対応に携わる内閣府及び関係府省の職員を対象に、男女共同参画の視点からの災害対応の重要性についての理解促進に取り組む。	-	-	-
752	③	災害対応に携わる関係省庁の職員を対象に、男女共同参画の視点からの災害対応についての理解促進を図る。	総務省	・消防庁においては、「WPS(Women, Peace and Security)推進専門官」も設置しながら、防災・災害対応等における女性の参画とエンパワメント等の促進に取り組んできたところ、女性消防吏員・消防団員の活躍に向けた環境整備等や、令和6年能登半島地震等の災害対応時における女性活躍の状況について、各種の会議等の場を通じて関係府省へその取組を情報共有し、機運を醸成させながら、男女共同参画の視点からの災害対応の取組についての理解促進に努めている。	・省庁の中で先行的に設置したWPS推進専門官が中心となり、平時・災害対応時における取組やその意義を関係府省に共有することで、男女共同参画の視点からの災害対応の取組に関する機運醸成を図っているものと考えている。	・今後も引き続き、防災・災害対応等における女性の参画とエンパワメント等の促進に取り組む、男女共同参画の視点からの災害対応の取組に関する機運醸成に資するよう努める。	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>2 地方公共団体の取組促進</b>									
<b>ア 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>									
753	①	都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3（2021）年5月に防災基本計画を修正し、地方公共団体が地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むことを新たに記載。同年6月には、内閣府男女共同参画局長と内閣政策統括官（防災担当）の連名で地方防災会議における女性委員の登用促進について通知を发出した。また、令和5（2023）年4月にも連名で女性委員の登用加速を促す通知を发出した。</li> <li>・令和3（2021）年から継続的に実施しているガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査（以下、フォローアップ調査という）において、地方防災会議の女性委員の割合及び登用増加に向けた取組の進捗についての調査、結果を公表し、女性の参画拡大に向けたさらなる取組を促している。</li> <li>・令和3（2021）年度、女性委員の比率が高い地方公共団体では、自主防災組織や消防団の女性を登用している事例があることから、地域の防災活動に取り組む女性リーダーの先進的な取組事例を取りまとめ、「女性が力を発揮するこれからの地域防災～ノウハウ・活動事例集～」を作成。また令和4（2022）年度には、地方防災会議の女性委員の登用に取り組む地方公共団体の事例を含めた、防災分野における女性の参画促進のための「好事例集」を作成し、これらの事例集をあらゆる機会を通じて積極的に展開している。</li> <li>・令和6（2024）年2月、地方防災会議等の防災の意思決定の場や災害対応の現場における女性の参画促進に向けて、委員の登用や庁内職員の配置に決定権を持つ自治体の首長や管理職を対象オンラインシンポジウムを開催。防災・災害対応の取組において積極的に女性の参画を進めている各団体からの取組事例を紹介するなど、防災分野への男女共同参画の視点の重要性についての認識を共有した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県防災会議の女性委員割合は21.8%（令和5年4月時点）であり、成果目標（30%）には届かないものの順調に増加している。引き続き、各都道府県に対して、防災会議への女性委員の登用に向けた取組の促進を要請する必要がある。</li> <li>・オンラインシンポジウムについて、当初の定員数（500人）を大幅に超える参加申込があり（事前申込：712（うち、市区町村長52、地方防災会議委員91））、また事後アンケートでも内容について「満足」「大変満足」の回答が約80%あり、アーカイブ動画の延長を要望する声もあり大いに評価できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、これまでに作成した研修教材や事例集、フォローアップ調査結果や見える化マップ等を積極的に活用しながら、各都道府県に対して、地方防災会議における女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。</li> </ul>	都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	—	—
754	①	都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県防災会議において作成すべき都道府県地域防災計画に関し、その作成基準の一つとして、「男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することについて定める」旨を消防庁防災業務計画に明記し、要請してきたところ。</li> <li>・また、令和6年には、都道府県防災会議における女性委員の積極的な登用について要請を行ったほか、都道府県等の危機管理・防災責任者向け研修においても同旨に係る取組の推進を呼びかけた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県防災会議における女性の参画に向けた取組の促進に向け、内閣府と連携しつつ、今後も機会を捉えて要請を行っていくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、都道府県防災会議における女性の参画に向けた取組が促進することとなるよう、内閣府と連携しつつ、通知の发出や研修等を通じて要請を行っていく。</li> </ul>	都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
755	②	市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う。	内閣府	(No.753参照)	・市町村防災会議の女性委員割合は10.8%（令和5年4月時点）であり、成果目標（早期に15%、令和7年までに30%）には届いていない。引き続き、各市町村に対して、防災会議への女性委員の登用に向けた取組の促進を要請する必要がある。	・引き続き、これまでに作成した研修教材や事例集、フォローアップ調査結果や見える化マップ等を積極的に活用しながら、各市町村に対して、地方防災会における女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。	市町村防災会議の委員に占める女性の割合	—	—
756	②	市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う。	総務省	・市町村防災会議において作成すべき市町村地域防災計画に関し、その作成基準の一つとして、「男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することについて定める」旨を消防庁防災業務計画に明記し、要請してきたところ。 ・また、毎年度実施している市町村の危機管理・防災責任者向け研修において、市町村防災会議における女性委員の積極的な登用等の取組を推進するよう呼びかけてきた。さらに、令和6年には、通知の発出により都道府県を通じて市町村防災会議における女性委員の積極的な登用について要請したほか、都道府県・指定都市の危機管理・防災責任者向け研修においても同旨に係る取組の推進を呼びかけた。	・市町村防災会議における女性の参画に向けた取組の促進に向け、内閣府と連携しつつ、今後も機会を捉えて要請を行っていくことが必要である。	・引き続き、市町村防災会議における女性の参画に向けた取組が促進することとなるよう、内閣府と連携しつつ、通知の発出や研修等を通じて要請を行っていく。	市町村防災会議の委員に占める女性の割合	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
757	③	地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行うとともに、発災時に、現地に国の職員を派遣することや、被災経験や支援実績のある男女共同参画センター等による協力を含め、支援の強化を進める。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体防災・危機管理・防災責任者研修（毎年度2回）、「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修（毎年度2回）等の地方公共団体の職員等を対象とした研修において、災害対策本部への女性職員の配置及び男女共同参画の視点からの災害対応の必要性に関し知識の習得を図っている。</li> <li>・令和3（2021）年から継続的に実施しているフォローアップ調査において、令和5（2023）年からは災害対策本部の女性職員の配置状況について新たに調査し、結果を公表した。また同調査結果の活用し、地方公共団体が平常時からの男女共同参画の視点に立った取組を加速することを目的に都道府県及び市町村の災害対策本部における女性職員の割合を「見える化マップ」や人口規模別ランキングを作成した。</li> <li>・令和3（2021）年梅雨前線に伴う大雨、及び令和6（2024）年能登半島地震の対応時、現地の政府災害対策本部に男女共同参画局職員を派遣し、避難所等における男女共同参画の視点に立った災害対応の取組について支援・助言を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年の内閣府調査チームへの男女共同参画局職員の追加以降、大規模災害発災時に男女共同参画局職員を現地災害対策本部等に派遣し、避難所等における男女共同参画の視点からの取組について支援・助言を行ってきたことは一定の評価ができる。一方、発災時に男女共同参画の視点からの取組を実施するには平常時からの働きかけが不可欠であり、引き続き防災や災害対応における男女共同参画の視点の重要性について理解促進を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、これまでに作成した研修教材や事例集、フォローアップ調査結果や見える化マップ等、また今後作成予定の能登半島地震の災害対応状況調査報告書を活用し、平常時からの男女共同参画の視点からの取組の重要性に関する理解促進のための取組を進める。</li> </ul>	-	-	-
758	④	東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画をはじめとした多様な視点を活かすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、シンポジウムや研修等を通じてその普及・浸透を図る。	復興庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画をはじめとした多様な視点を活かすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を更に7事例(令和6年8月現在)収集し、ホームページにて公表するとともに、シンポジウム開催や「多様な視点からの復興への活動ポイント集」の改定等を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の被災地において男女共同参画の視点を持つ必要性の普及等に取り組むことにより、復興過程における男女共同参画の進展に一定の寄与。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生等において、多様な担い手の参画や女性活躍が重要であり、男女共同参画を引き続き、推進する。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>イ 防災の現場における女性の参画拡大</b>									
759	①	地方公共団体が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等において男女共同参画の視点が位置付けられるよう、情報提供や助言等を行う。	内閣府	・内閣府では、令和3（2021）年から継続的に実施しているフォローアップ調査において、地方公共団体が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成・修正における男女共同参画の視点に立った取組や関連項目の記載の有無についても調査し、結果を公表している。また同調査結果の活用し、地方公共団体が平常時からの男女共同参画の視点に立った取組を加速することを目的に、運営マニュアル等における男女共同参画の視点を配慮した項目の記載状況等について各団体の取組状況が一目で分かるように「見える化マップ」を作成し、地方公共団体の職員を対象とした研修等において情報提供を行った。	・「見える化マップ」の公表により、地方公共団体が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等において男女共同参画の視点を配慮した記載事項の有無がより明確になったことは各団体の意識向上の観点から一定の評価ができる。	・引き続き、これまでに作成した研修教材や事例集、フォローアップ調査結果や見える化マップ等を積極的に活用しながら、地方公共団体が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等において男女共同参画の視点が位置付けられるよう、情報提供や助言等を行う。	-	-	-
760	①	地方公共団体が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等において男女共同参画の視点が位置付けられるよう、情報提供や助言等を行う。	総務省	・都道府県防災会議や市町村防災会議において作成すべき地域防災計画に関し、その作成基準の一つとして、「男女双方の視点到配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することについて定める」旨を消防庁防災業務計画に明記し、要請してきたところ。 ・また、令和4年には、内閣府において「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「避難所運営ガイドライン」等が改定され、女性の視点を踏まえた避難所運営に関する具体的な取組が追記されたこと等を踏まえ、内閣府との連名による通知を发出し、市町村における当該追記内容に関する取組等を要請した。	・内閣府と連携しつつ、今後も機会を捉えて情報提供等を行っていくことが必要である。	・引き続き、内閣府と連携しつつ、情報提供等を行っていく。	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
761	②	避難所運営等に若年層を含めた女性が参画し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した取組や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力の防止等安全・安心の確保が図られるよう、働きかけを行う。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府では、令和3（2021）年度の「防災基本計画」の修正に当たり、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るとともに、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するための取組を新たに盛り込み、内閣府政策統括官（防災担当）・内閣府男女共同参画局長による連名通知の発出等を通じて、避難所等における安全・安心の確保に向けた取組の強化のための働きかけを行った。</li> <li>・令和3（2021）年梅雨前線に伴う大雨、及び令和6（2024）年能登半島地震の対応時、現地対策本部に派遣された男女共同参画局職員が、避難所等における性暴力・DV防止の啓発を含む、男女共同参画の視点からの取組について支援・助言を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災基本計画に性暴力・DVの防止のための取組が記載され、また能登半島地震の災害対応においては、実際に被災自治体と協力して、暴力防止のための啓発ポスターの作成、防犯ブザーの配布等に取り組んだことにより、制度面でも実践面でも避難所等における安全・安心の確保に向けた取組ができたことは一定の評価ができる。一方で、「避難所運営等に若年層を含めた女性の参画」については、引き続き働きかけを行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、これまで作成した研修教材や事例集、フォローアップ調査結果や見える化マップ等を積極的に活用しながら、避難所運営等に若年層を含めた女性が参画し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した取組や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力の防止等安全・安心の確保が図られるよう、働きかけを行う。</li> </ul>	-	-	-
762	③	男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有を行う。また、災害時に効果的な役割を果たすことができるよう、全国女性会館協議会が運営する相互支援システム等を活用し、男女共同参画センター間の相互支援（オンラインによる遠隔地からの助言等を含む。）を促す。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府では、令和3（2021）年7月から「災害時の男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク（以下、相互支援ネットという）」の運用を開始し、平常時からの男女共同参画センター及び地方公共団体の男女共同参画担当課間のネットワークを構築し、災害時における共助の仕組みを強化した。</li> <li>・また相互支援ネットの登録団体向け研修会や男女共同参画局主催の「男女共同参画センターの管理者等との情報交換会」等において、これまでの災害対応における男女共同参画センターによる先進的な取組事例を共有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互支援ネットの登録団体数が、（2024年9月時点）となり、令和5（2023）年の大雨時には同ネットを活用し、被災センターからの依頼に全国のセンターから支援物資（タオル）が送付されるなどの事例も共有されていることから、一定の評価ができる。一方で、未だに同ネットに登録していないセンターや地方公共団体もあることから、引き続き登録を促していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き相互支援ネットの登録団体の増加と積極的な活用に向けて支援する。</li> </ul>	-	-	-
763	④	防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。特に、防災担当職員や指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府では「ガイドライン」およびガイドラインの内容を深く学ぶための「実践的学習プログラム（令和3（2021）年5月公表）」を活用し、地方公共団体職員等を対象とした研修等※1を実施し、平常時及び災害対応における男女共同参画の視点からの取組の重要性について意識啓発を行っている。（※1 これまで実施している研修の例：①自治体防災・危機管理・防災責任者研修（毎年度2回）、②「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修（毎年度2回）③令和5年研修（1回あたり2時間×3回、各回約150人参加））</li> <li>・No.753参照（令和6（2024）年2月オンラインシンポジウム）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3（2021）以降、地方公共団体の防災・危機管理部局や男女共同参画部局の職員に対して研修を実施し、令和6（2024）年2月には初めて指導的立場の首長や幹部職員を対象にシンポジウムを開催するなど、防災施策に男女共同参画の視点が反映されるように積極的に取り組んできたことから一定の評価ができる。一方で、令和6（2024）年能登半島地震において改めて平常時からの男女共同参画の視点からの取組の重要性について認識が高まったことから引き続き研修を充実させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、これまで作成した研修教材や事例集、フォローアップ調査結果や見える化マップ等、また今後作成予定の能登半島地震の災害対応状況調査報告書を活用し、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。特に、防災担当職員や指導的立場にある者を対象とした研修も充実させる。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
764	④	防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。特に、防災担当職員や指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。	総務省	・市町村の危機管理・防災責任者向け研修において、令和3年度に、災害対応力を強化する女性の視点と題する単元を追加したほか、その後も毎年、防災施策への男女共同参画の視点の反映について習得するための単元を設定している。	・内閣府と連携しつつ、今後も、防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、関連する研修を実施していく必要がある。	・引き続き、内閣府との連携により、防災施策への男女共同参画の視点の反映に関する研修を実施していく。	-	-	-
765	⑤	地方防災会議委員に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の重要性について、周知を図る。	内閣府	(No.753参照)	(No.753参照)	(No.753参照)	-	-	-
766	⑥	自主防災組織等において女性の参画を進める好事例の展開などを行う。	内閣府	・内閣府では、令和4(2022)年、女性防災士や地域の女性防災リーダーを対象としたワークショップや、地域の防災活動への女性の参画を支援する地方公共団体、自主防災組織、自治会・町内会へのヒアリング等を実施し、令和4年3月に、女性が地域の防災活動で活躍するために必要な取組や事例を紹介する「女性が力を発揮するこれからの地域防災～ノウハウ・活動事例集～」を作成し、地方公共団体の職員向け研修や「ぼうさいこくたい」のイベント等、あらゆる機会を通じて周知・展開している。	・「ノウハウ・活動事例集」の作成や周知等を通じ、女性の地域の防災活動への参画を推進してきたことは一定の評価ができるが、引き続き自主防災組織等の地域組織において女性の参画を進める好事例の収集・展開を行う必要がある。	・引き続き、自主防災組織等における女性の参画を進める好事例の収集・展開などを行う。	-	-	-
767	⑥	自主防災組織等において女性の参画を進める好事例の展開などを行う。	総務省	・女性参画や女性への配慮を内容に含む自主防災組織のリーダー育成のための教材等を作成し、地方公共団体職員向けにこの教材の活用方法に関する研修会を実施する他、「自主防災組織等活性化推進事業」により、女性の視点に立った避難所運営訓練等の取組を支援している（直近令和6年度において、女性参画関係事業を5件採択）。また、「地域防災力充実強化大会」において、託児所を設けるなど女性に来院してもらいやすい工夫を凝らすだけでなく、女性の有識者や防災の担い手に参加いただきパネルディスカッションを行う事で、自主防災組織等をはじめ、幅広く防災活動への女性参画を呼びかけている（直近令和4年度奈良大会では、約1,300人が参加。）。	・近年、新型コロナウイルス感染症の影響により自主防災組織の活動自体が停滞している状況下でも、女性参画や女性の視点を反映させた自主防災組織活性化のための取組が各地で行われており、毎年その支援及び成果の横展開を行う他、自治体職員向け研修等の実施により女性参画の促進に取り組んで来た。	・研修会の定期的な開催や自主防災組織活性化に関する取組支援、研修内容及び取組事例のHPへの掲載による横展開などにより、今後も引き続き、自主防災組織等における女性参画を促進していく。 ・特に、自主防災組織活性化に関する取組については、令和7年度より、女性の視点を反映させた取組を重点的に支援することとしている。	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
768	⑦	防災に関する知識の普及において、子供の発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることへの理解促進を図るため、情報提供や働きかけを行う。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3（2021）～5（2023）年、地方公共団体で災害対応に関わる部局の職員、学校関係者、地域防災リーダー等を対象に「男女共同参画の視点による災害対応研修」を独立行政法人国立女性教育会館（NWECC）と共催。同研修では、「中学校における男女共同参画及び多様性配慮の避難所運営訓練」や「地域防災における学校との連携」に関する事例を提供し、男女共同参画の視点に立った防災教育や人材育成、地域の多様な主体との連携についての重要性について理解促進を図った。</li> <li>令和4年、NWECCと共催した、「男女共同参画の視点による災害対応研修」（前掲）において、男女共同参画の視点に立った避難所運営訓練が行われ、地域、行政、学校等の関係者との連携の仕方や誰一人取り残さない避難所運営等について、研修参加者の理解を深めた。また、学校を中心とした災害時の新たな取組について、コミュニティ・スクールの仕組みを活用した事例等が提供され、多様な主体が防災・災害対応に参画し、連携をすることの重要性について共有した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の職員だけでなく、学校関係者や地域防災リーダー等の幅広い層を研修の対象としたこと、また教育関係者が有識者として研修の企画段階から関わったことは一定の評価ができる。一方で、子供の発達段階に応じた、災害対応における女性の参画やリーダーシップの重要性に関する理解促進については、継続して情報提供や働きかけを行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、防災に関する知識の普及において、子供の発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることへの理解促進を図るため、情報提供や働きかけを行う。</li> </ul>	-	-	-
769	⑦	防災に関する知識の普及において、子供の発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることへの理解促進を図るため、情報提供や働きかけを行う。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・危機管理eカレッジにおいて、地域防災における女性の参画の重要性に関し、保護者を通じて子どもの理解を深めることができるよう、女性防火クラブが過去の災害で避難所への誘導や避難所運営の支援等に参画した動画を掲載している。</li> <li>また、子供向け防災啓発冊子である「わたしの防災サバイバル手帳」において、非常時の備えに女性のための備品を例示することで、災害時に配慮すべき女性の視点について、子供達が認識するきっかけを作っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・危機管理eカレッジは、インターネット上で防災の知識や災害時の危機管理について学習が出来るサイトであり、防災分野における女性の参画の重要性等についての理解促進を図ることができるよう、一層の充実を図っていくことが必要である。</li> <li>「わたしの防災サバイバル手帳」は消防庁主催イベント等で配布する他、データを消防庁HPで公開することで、広く防災教育に使用いただけるよう環境整備を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災分野における女性の参画の重要性等についての理解の促進を図る観点から、インターネット上の学習用サイトの更なる周知や内容の充実等を図っていく。</li> </ul>	-	-	-
770	⑦	防災に関する知識の普及において、子供の発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることへの理解促進を図るため、情報提供や働きかけを行う。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の女性と男性とのニーズの違いを取り上げた実践事例を掲載した、教職員向け指導参考資料「実践的な防災教育の手引き（中学校・高等学校編）」を公表予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校現場で発達段階に応じた実践が行われるためには、参考となる資料の周知と共に、関係府省と連携した情報提供・働きかけが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県の学校安全担当者向け協議会や各種研修会等を活用し、参考となる資料の周知を図ると共に、関係府省と連携し、情報提供の更なる充実を図る。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
771	⑧	被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団体、男女共同参画センター等と連携・協働し、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するためのシンポジウム・ワークショップ・研修等を行う。	内閣府	(No.763参照)	(No.763参照)	(No.763参照)	-	-	-
772	⑧	被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団体、男女共同参画センター等と連携・協働し、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するためのシンポジウム・ワークショップ・研修等を行う。	復興庁	・復興において男女共同参画の視点を持つことの理解を促進するためのシンポジウム、ワークショップ、オンラインセミナー等を6回実施している。	・東日本大震災の被災地において男女共同参画の視点を持つ必要性の普及等に取り組むことにより、復興過程における男女共同参画の進展に一定の寄与。	・被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生等において、多様な担い手の参画や女性活躍が重要であり、男女共同参画を引き続き、推進する。	-	-	-
773	⑨	被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と連携・協働し、被災地の女性や女性グループを始め、多様な主体に行き渡るよう工夫して提供する。	内閣府	・令和3（2021）年から、防災活動を実践する様々な団体・機関が参加し、取組・知見を発信・共有する防災のイベント「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）」にてオンラインセッションやワークショップを開催し、防災士や地域の女性防災リーダーに対し、ガイドラインや内閣府作成の「ノウハウ・活動事例集（No.766参照）」、「好事例集」等について周知・情報共有を行っている	・被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するための情報については、工夫して提供する必要がある。	・引き続き、被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と連携・協働し、被災地の女性や女性グループを始め、多様な主体に行き渡るよう工夫して提供する。	-	-	-
774	⑨	被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と連携・協働し、被災地の女性や女性グループを始め、多様な主体に行き渡るよう工夫して提供する。	復興庁	・被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、参考となる各種施策や事例等の情報を地方公共団体等やその会議で情報共有している。	・東日本大震災の被災地において男女共同参画の視点を持つ必要性の普及等に取り組むことにより、復興過程における男女共同参画の進展に一定の寄与。	・被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生等において、多様な担い手の参画や女性活躍が重要であり、男女共同参画を引き続き、推進する。	-	-	-
775	⑩	消防吏員について、意欲のある女性がその能力を發揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用・登用の拡大に向けた積極的なPRに取り組むとともに、女性専用施設等の職場環境の整備を支援する。	総務省	・総務省消防庁では、女性の採用試験受験者数の増加に向け、ポスター、パンフレット、動画等の広報物の作成や職業体験イベントの開催、女性消防吏員の割合が少ない本部へ女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣、女性専用施設等への特別交付税措置等を実施している。	・全消防吏員数に占める女性消防吏員の割合については、計画策定時から毎年度0.1%～0.2%増加している。 ・また、女性消防吏員のいない消防本部数については、計画策定時の約3分の1まで減少しており、着実に取組の成果が表れている。一方、2023年4月1日時点の女性消防吏員の割合は3.5%に留まっていることから、引き続き、各種取組を推進していく必要がある。	・女性消防吏員の割合は毎年度0.1%～0.2%の微増に留まっている。 ・女性消防吏員の認知度向上や採用試験受験者数の増加に向け、引き続き効果的な広報活動に取り組むとともに、女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣、女性専用施設等の整備、管理職員等を対象とした研修会の開催等、ソフト・ハード両面から働き続けやすい職場環境を整備することが必要である。	地方警察官に占める女性の割合 消防吏員に占める女性の割合	-	・女性消防吏員数：5,829人（2023年4月1日時点） ・女性消防吏員のいない消防本部数：94本部（2023年4月1日時点）

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
776	⑪	消防団への女性の積極的な入団を促進するため、地方公共団体が地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援するとともに、各地で開催する「地域防災力シンポジウム」や全国の女性消防団員が一堂に会する大会等を通じ、女性消防団員の活動をより一層活性化させる。また、消防団の拠点施設等における女性用トイレや更衣室等の設置等を進める。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団への女性の積極的な入団を促進するため、「消防団の力向上モデル事業」により、女性を対象とした女性団員による説明会・ワークショップや、女性団員による交流会や各種訓練などの取組を支援するとともに、（令和5年度において女性参画に係る9事業を採択）、全国女性消防団員活性化大会を通じて女性消防団員の活動について、より一層の活性化を図っている（令和5年11月16日に石川大会を開催 参加者3,000名）。</li> <li>また、緊急防災・減災事業債の活用を通じて消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の設置等を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の活躍推進に向けた施策を重点的に取り組んできた結果、女性消防団員数は、令和6年4月1日現在28,595人と、計画策定年度である令和元年4月1日現在の26,625人と比べ1,970人増加している。</li> <li>また、消防団員全体に占める割合も3.2%から3.8%に増加している。</li> <li>さらに、女性消防団員のいない消防団の数は、令和6年4月1日現在428団であり、計画策定年度である令和元年4月1日現在と比べ170団減少している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでも、「消防団の力向上モデル事業」等により、女性の入団促進等に向けた取組を積極的に支援し、優良事例を横展開してきたところだが、令和7年度以降は、女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援していく。</li> <li>また、「消防団設備整備費補助金」において、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型化・軽量化された救助用資機材等の整備を推進していく。</li> <li>このほか、本年中に作成予定の消防団員の確保に向けたマニュアルにおいて、女性消防団員が入団しやすく、活動しやすい環境整備のあり方等を示すなど、引き続き、女性の活躍推進に向けて、女性消防団員が活動しやすい環境整備を促進していく。</li> <li>引き続き、緊急防災・減災事業債の活用を通じて消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の設置等を推進していく。</li> </ul>	消防団員に占める女性の割合	女性消防団員のいない消防団の数	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>ウ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用徹底</b>									
777	①	関係省庁が協力し、全国知事会などの関係団体と連携して、地方公共団体の長や、防災・危機管理部局及び男女共同参画部局の職員に対し、継続的に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底や研修の充実を図る。	内閣府	・No.751・753参照 ・令和6(2024)年のオンラインシンポジウム開催に当たっては、全国知事会及び全国町村会と連携し、参加募集のための広報を行った。	・No.751・753・763参照	・No.769・771・781参照	-	-	-
778	②	大規模な災害の発生が予測されたとき又は発生した後は、必ず、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を関係地方公共団体に通知し、取組を促す。	内閣府	・地方公共団体の男女共同参画担当部局に対し、各地域の男女共同参画センターとも連携しながらガイドラインに基づく取組を行うよう要請した。また要請後は、各団体に対して取組状況を確認するなどのフォローアップも適宜行っている。	・地方公共団体への通知回数については以下のとおり。令和2年度：5回、令和3年度：6回、令和4年度：1回、令和5年度：5回、令和6年度：8回。 ・内閣府のフォローアップにより、被災自治体では男女共同参画担当部局から防災部局に対し、ガイドラインや女性の視点からの「避難所チェックシート」の周知等の取組が実施されている状況も確認できており、一定の評価ができる。	・引き続き、大規模な災害の発生が予測されたとき又は発生した後は、ガイドラインや避難所チェックシートについて通知し、取組を促す。	-	-	-
779	③	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップし、「見える化」する。	内閣府	・No.753・757・759参照	・フォローアップ調査の「見える化」（とくにマップ）はメディアで大々的に取り上げられたほか、地方公共団体や男女共同参画センターが実施する研修やイベント等でも活用されており、全国でガイドラインに基づく取組を促進するという目的に照らすと大いに評価できる。	・令和3(2021)年の1回目の調査では取組をしている団体としていない団体が明確になり、これまで調査をしていなかった地方公共団体の防災部局の女性職員数等を公表したところかなりの反響があったことから調査の意義は大いにあった。防災の分野における男女共同参画の視点からの取組をさらに促進するための工夫を検討したい。	-	-	-
780	④	防災士等の民間資格団体や防災教材の作成団体に対し、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を周知する。	内閣府	(No.773参照)	(No.773参照)	(No.773参照)	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>3 国際的な防災協力における男女共同参画</b>									
781	①	第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等が求める事項等について、国内において実行されるよう取り組むとともに、防災と男女共同参画の分野における我が国の取組を国際会議等の場で積極的に発信する。	内閣府	・第58回CSW「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等やG20サミットの機会に発表された「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」（平成31（2019）年）を踏まえ、男女共同参画の視点に立った国際的な防災協力を実施している。	・引き続き、第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等が求める事項等について、国内において実行されるよう取り組むとともに、防災と男女共同参画の分野における我が国の取組を国際会議等の場で積極的に発信する必要がある。	・引き続き、第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等が求める事項等について、国内において実行されるよう取り組むとともに、防災と男女共同参画の分野における我が国の取組を国際会議等の場で積極的に発信する。	-	-	-
782	①	第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等が求める事項等について、国内において実行されるよう取り組むとともに、防災と男女共同参画の分野における我が国の取組を国際会議等の場で積極的に発信する。	外務省	・「WPS(Women, Peace and Security 女性・平和・安全保障)」は、平和構築における女性の参画を推進するものであるが、日本は防災・災害対応にWPSの視点を適用し、防災における男女共同参画を積極的に推進している。2023年G7広島サミットのG7広島首脳コミュニケではWPSの視点を防災分野に適用することで、女性の参画拡大を推進することについて触れられている。 ・2024年6月に開催された「持続可能な開発のための水」国際行動の10年に関する第3回ハイレベル国際会議における上川外務大臣ビデオメッセージにおいて、水防災の施策の実施に当たっては、「後開発途上国(LDC)や小島嶼開発途上国(SIDS)、女性や子供、若者や高齢者、障がいがある方や先住民など、脆弱な立場の人々に焦点を当てながら取り組む重要性」が強調された。	・日本はWPSを優先的な外交政策と位置づけ積極的に推進してきており、防災への適用についてもあらゆる場で発信してきた。また、援助機関を通じて本分野への支援を積極的に行ってきた成果について各国の理解が得られるとともに、日本がこの分野における議論をリードしたことで、各国からの理解を得ている国際的な議論の進展に貢献した。 ・防災関係やG7のメッセージや首脳宣言において、防災における男女共同参画の重要性が発信されており、着実に実施されている。	・防災分野でのWPS推進は日本のWPS政策の中核とも呼べるものであり、国内にとどまらず引き続き援助機関を通じて積極的にこの概念の発展に尽力し、二国間・多国間の場で積極的に発信していく。 ・引き続き防災関係の国際会議を中心に防災施策に関する男女共同参画の重要性を発信する他、日本の取組を積極的に発信していく。	-	-	-
783	②	「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」（令和元（2019）年）に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。	外務省	・2023年6月に改訂された「開発協力大綱」において、「感染症、紛争、大規模災害等により、世界の貧困人口は増加に転じるとともに、一部の国では格差の拡大や人道状況の悪化が見られており、難民・避難民、子ども、女性やマイノリティ等脆弱層への支援が一層求められている。」旨を明記。 ・JICAは、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【防災】」を策定し、防災分野におけるジェンダー主流化を推進。 ・主に太平洋の小島嶼開発途上国(SIDS)の政府関係者、NGO等の市民社会団体関係者（いずれも女性）を対象とした津波防災に関する女性のリーダーシップ研修を、我が国から国連訓練調査研究所（UNITAR）への拠出を通じて実施。	・大綱や手引きにジェンダーを盛り込むことで包括的な取り組みを進めており、また国際機関と連携したジェンダー事業を着実に実施。	・防災関係の開発協力において、男女共同参画の視点を踏まえた援助を引き続き実施する。	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>4 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進</b>									
784	①	気候変動問題等の環境問題や環境に影響を与える産業政策・エネルギー政策の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。	経済産業省	・審議会等における女性委員の登用を進め、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図っている。	・エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、日々の生活に不可欠なものであるため、エネルギー政策の検討に際しては、女性や各階層の様々な意見を取り入れながら、我が国にとって最適なS+3E（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性）のバランスを追求していく必要がある。このため、エネルギー基本計画改定に向けた議論を実施する主要な審議会組織において女性委員の参画の拡大を図っており、例えば、当該議論の中核を担う総合資源エネルギー調査会基本政策分科会では、委員の約半数が女性である。	・第5次男女共同参画基本計画に記載された成果目標を達成すべく、引き続き委員の選定・任命に当たり、女性委員の候補者を積極的に選定すること等を通じて、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図っていく。	-	-	総合資源エネルギー調査会基本政策分科会委員に占める女性の割合（令和6年9月26日現在）： 43.8%
785	①	気候変動問題等の環境問題や環境に影響を与える産業政策・エネルギー政策の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。	環境省	・環境省は、審議会等における女性委員の登用を進めている。具体的には、中央環境審議会に置かれ気候変動問題等を所掌とする地球環境部会において構成委員の約半数を女性委員としている。	・中央環境審議会委員に占める女性比率は政府目標を達成しており、取組について一定の評価はできるものの、定期的に委員の見直しを適切に行うことで比率の維持・向上を図る等一層の取組が必要である。	【検討課題】 ・各部会が女性の登用拡大を更に進めていく上での主な課題は、 ・女性の候補者が少ないこと ・業界からの意見を聴取するために業界の代表者が委員となっていること等があげられる。  【今後の方向性】 ・課題の解決に向けては、候補者となり得る女性候補の洗い出しを行うとともに、委員数のスリム化・合理化が必要と認識。 ・こうした認識のもと、改選の時期には省を挙げて検討を行っている。	-	-	中央環境審議会地球環境部会委員に占める女性の割合（令和6年2月1日現在）： 50%
786	②	環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別のデータを把握し、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮して、取り組む。	環境省	・例えば、「「くらしの10年ロードマップ」の取組実施状況に関する消費者アンケート調査」において、男女別データの把握に取り組んでいる。	・男女別のデータ把握に取り組んでいる事例はあるものの、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮した施策の企画立案・実施には至っていない。	【今後の方向性】 ・今後も男女別のデータの把握に努める。男女差が認められた場合は、施策の企画立案・実施に当たり考慮する。	-	-	第1回「くらしの10年ロードマップ」の取組実施状況に関する消費者アンケート調査について <a href="https://www.env.go.jp/press/press_02954.html">https://www.env.go.jp/press/press_02954.html</a>